日本書紀の白猪史関係記事

白猪史関係記事研究の現状

る研究も多い。

「いるので、広く紹介されている。白猪屯倉は、『書紀』に記載されているので、広く紹介されている。白猪屯倉は、『書紀』に記載され猪史の祖胆津の行動を示すとともに、白猪屯倉の設置や経営にもふれ朝を記すのみである。これに反し欽明紀の二条と飯達紀の一条は、白見える。天武紀には十三年十二月癸未条に、大唐学生白猪史宝然の帰見猪史に関する『日本書紀』の記事は、欽明紀・飯達紀と天武紀に白猪史に関する『日本書紀』の記事は、欽明紀・飯達紀と天武紀に

編者によるものかの判別がないことも多い。

| 右吉以後本格化するが、戦前・戦中の弾圧により中絶したまま、今日『日本書紀』の史料批判は、江戸時代の先駆的業績に続き、津田左

定も、内容からの推定に止まり、造作や文飾が原史料にもとづくか、『書紀』編者の造作や潤色とするものと言えよう。記事の原史料の推の記事の実否を、いわば主観的に判定し、真実性を否定した記事を、価を受けているが、なお不充分なものである。その方法は、『書紀』に至るまで発展を見ない。津田の成果は、伝説的ともいえる大きな評

水*

呼

柳

太郎

(a) 「元興寺縁起」の双方の記事を比較しておらず、事実認定の判断基準に にしておられる。この方法は有効で、筆者も教示を得て実施したこと にしておられる。この方法は有効で、筆者も教示を得て実施したこと にしておられる。この方法は有効で、筆者も教示を得て実施したこと (b) 「元興寺縁起」の双方の記事を比較し、共通する原史料の存在を明か 「元興寺縁起」の双方の記事を比較し、共通する原史料の存在を明か であった。福山氏の「飛鳥寺の創立に関する研究」は、『書紀』と であった。福山氏の「飛鳥寺の創立に関する研究」は、『書紀』と

説であり、井上氏の見解を否定し、史料批判の必要を強調した栄原永氏が関係記事四条を、「白猪史の家伝」から出たものとされたのが定白猪史にふれる多数の研究のうち、史料批判に関しては、井上光貞客観性がないことによると考えられる。

にまで影響している。 遠男氏や、栄原氏の所論をさらに批判した角林文雄・笹川進二郎両氏(空)

原則・態度などと考え合わせ確認しなくてはならない。原則・態度などと考え合わせ確認しなくてはならない。特念なことに、上記の諸論考の史料批判には次のような欠陥がある。 残念なことに、上記の諸論考の史料批判には次のような欠陥がある。 残念なことに、上記の諸論考の史料批判には次のような欠陥がある。 残念なことに、上記の諸論考の史料批判には次のような欠陥がある。

るのは無意味である。 第二に、『書紀』編纂の材料となった原史料を比定し、成立年代と 第二に、『書紀』編纂の材料として採録される種類のものであることを 『書紀』編者により、材料として採録される種類のものであることを とするのでは、正当な研究とは言えない。同時に、原史料の性格が、 とするのでは、正当な研究とは言えない。同時に、原史料の性格が、 には、広く傍 第二に、『書紀』編纂の材料となった原史料を比定し、成立年代と

色のような曖昧な用語は、適格な表現ではないことに留意する必要が辞麗句による文飾とは明瞭に区別されるべきで、内容を限定しない潤事実を誤認させる造作・改変・附加と、除去しても意味が変らない美者の手によるものかを判別し、原史料の姿を復原しなくてはならない。第三に、『書紀』の記事に造作・改変・附加などを示す語句が認め第三に、『書紀』の記事に造作・改変・附加などを示す語句が認め

立なくしては、実証史学とすら称し得ないと考えられる。でなくしては、実証史学とすら称し得ないと考えられる。方法論の確理空論と排拆され、実践が重視されていたのであろうか。方法論の確別されずに実行されたための誤解も、従来見受けられるところである。別されずに実行されたための誤解も、従来見受けられるべき作業が、区よる事実の確認が始めて可能になる。確認された事実を解釈し、考察よる事実の確認が始めて可能になる。確認された事実を解釈し、考察上記の史料批判の結果、復元された原史料について、内容の判断に

しても、両者の質的な差は甚大である。 しかし、それを理由に、史料批判が不要であるとは言えない。僅かないが、可能な範囲での努力を欠くことはできない。僅かないかし、それを理由に、史料批判が不要であるとは言えない。僅かないが、可能な範囲での努力を欠くことはできない。『書るとは思わないが、可能な範囲での努力を欠くことはできない。『書るとは思わないが、可能な範囲での努力を欠くことはできない。『書るとは思わないが、可能な範囲であって、筆者自身もその要求に耐え得しても、両者の質的な差は甚大である。

本書紀】の中から、関係記事抽出の作業を、まず実施することとしたほぼ浮び上っている。本稿では先行学説の成果を参照しながら、『日底した検討が可能な例である。またその範囲も、先学の追求によって自猪史の関係記事は、史料批判に必要な関連史料も多く、かなり微

、白猪史関係記事の抽出

条である。まずその本文を掲げ、次いで先行学説を回顧したい。 白猪史関係記事として、『日本書紀』から抽出したものは、次のも

欽明紀十四年七月甲子条

秋七月辛酉朔甲子。幸樟勾宮。蘇我大臣稲目宿祢、奉勅遣王辰爾、

(B) 欽明紀十六年七月壬午条数録船賦。即以王辰爾為船長、因賜姓為船史。今船連之先也。

備五郡、置白猪屯倉。秋七月己卯朔壬午。遣蘇我大臣稲目宿祢・穂積磐弓臣等、使于吉

(C) 欽明紀十七年七月己卯条

倉。以葛城山田直瑞子、為田令。贈含"尝 秋七月甲戌朔己卯。遣蘇我大臣稲目宿祢等、於備前児嶋郡、置屯

(1) 欽明紀三〇年正月辛卯朔条

夏四月。川津検閲白猪田部丁者、依詔定籍、果成田戸。天皇嘉川②(欽明紀三〇年四月条(前条四に続く)者衆。宜遣胆津、賈淳騫忠、 検定白猪田部丁籍。春正月辛卯朔。詔曰。量置田部、其来尚矣。年甫十余、脱籍免課

(F) 敏達紀元年五月丙辰条(五月壬寅朔条に続く) 津定籍之功、賜姓為白猪史。尋拝田令、為瑞子之副。 譚

庭悉與之。 與於三日內、皆不能読。爰有船史祖王辰爾、能奉読釈。由是、天 史於三日內、皆不能読。爰有船史祖王辰爾、能奉読釈。由是、天 以於三日內、皆不能読。爰有船史祖王辰爾、能奉読釈。由是、天 以於三日內、皆不能読。爰有船史祖王辰爾、能奉読釈。由是、天 以於三日內、皆不能読。爰有船史祖王辰爾、能奉読釈。由是、天 以於三日內、皆不能読。爰有船史祖王辰爾、能奉読釈。由是、天 以於三日內、皆不能読。爰有船史祖王辰爾、能奉読釈。由是、天

(G) 敏達紀三年十月丙申条

頃(敏達紀三年十月戊戌条(前条⑹に続く)部。即以田部名籍、授白猪史胆津。部。即以田部名籍、授白猪史胆津。

共蒙改姓。

戊戌。韶船史王辰爾弟牛、賜姓為津史。田、敏達紀三年十月戊戌条(前条四に続く)

(1) 敏達紀四年二月壬辰朔条

二月壬辰朔。馬子宿祢大臣還于京師、復命屯倉之事。 二月壬辰朔。馬子宿祢大臣還于京師、復命屯倉之事。 二月壬辰朔。馬子宿祢大臣還于京師、復命屯倉之事。

と併行する時期の『船王後墓誌』には、(3)この二条の主役は、船史の祖王辰爾であるが、『日本書紀』の編寫

「辰尓」としている。 一方、翌延暦十年(七九一)正月癸酉条には、て菅野朝臣が与えられたとあり、上表の文章にも『書紀』を引用して延暦九年(七九〇) 七月辛己条には、津連真道等の上表により、改姓しとあって、 「船氏中祖王智仁」としている。 しかし、 『続日本紀』とあって、 「船氏中祖王智仁」としている。 しかし、 『続日本紀』

先赐朝臣。而道依・今道等、猶滯連姓。(中略)伏望、同沐天恩、葛井・船・津連等、本出一祖、別為三氏。而今津連等、幸遇昌運葛井連道依・船連今道等の、

船連(船史)今道等に宮原宿祢、津連(津史)吉道等に津宿祢、 津連巨と言う奏言が記されていて、 葛井連(白猪史の後)道依等に萬井宿祢、

たことを示している。

ていたと考えられる。 道と同族の津連もいるから、菅野朝臣となった真道の上表を、熟知し 都雄等に中科宿祢が与えられた。この時に改姓されたひとびとは、真

亿 この『姓氏録』右京諸蕃下百済には、 『新撰姓氏録』が編纂され、弘仁六年(八一五)最終的に完成した。 延暦十八年(七九九)に諸氏に本系帳の提出が命ぜられ、それをもと

宮原宿祢

菅野朝臣同祖。 塩君男智仁君之後也。

菅野朝臣同祖。 大阿郎王三世孫智仁君之後也

船史の後裔は、直接の祖を「智仁君」として本系帳を提出してい

斎や井上氏が示されたところであるが、この用字の差は、同系三氏の(5) として、「白猪史の家伝」と区別するべきではない。 いるから、船史の「祖王辰爾」が見える記事でも、単純に船史の所伝 所伝の差であると考えられる。船史の系統は一貫して「智仁」として 「王智仁」と「智仁君」が「王辰爾」に比定できることは、狩谷棭

はなく、一応の検討は必要である。 加えたものであっても、編者が関係するとした判断は無視するべきで 見える記事が関係することを示している。この分註が『書紀』編者の 甥也」とするから、「白猪史の家伝」とされた四条に、王辰爾の名が □欽明紀三○年正月辛卯朔条には分註があって、「胆律者王辰爾之

条に「瑞子」と氏姓が省略されている上に、 るとしておられる。 (17) と⑴敏達紀四年二月壬辰朔条を考察の対象とし、二種の原史料から成 栄原永遠男氏は、従来の四条に加えて、(C)欽明紀十七年七月己卯条 心の「葛城山田直瑞子」は、 「瑞子見上」との分註が (E)欽明紀三〇年四月

> 附けられている。後の回で氏姓が省略されているのは、一連の原史料 得るが、六条の記事を二種に分け得るであろうか。 子大臣」とあるのが、⑴では氏を省略して「馬子宿屯大臣」となって と、G|敏達紀元年十月丙申条の結果となる。ここでも、G|に「蘇我馬 事を天皇に復命した記事であるから、その派遣をこの条の前に求める ら、人名と用語に関係が認められる。(1)は、馬子が都に帰り、屯倉の の中で続けて記されていた時に生じ易いし、この四と回には栄原氏が いて、⑮と⑮の場合に類似している。⑻と⑴も白猪史関係記事に加え 『書紀』には他に所見がないとされた「田令」が共に記されているか

用字も異なるので除外する。 示されておらず、⑮の「備前児嶋郡置屯倉」と「吉備」と「備前」の 下が日羅の来朝記事である。白猪史のみならず船史・津史との関係も 「日羅等行到吉備児嶋屯倉」とある。十二年条の全体、七月丁酉条以 栄原氏も別系統として示されたのであるが、 敏達紀十二年是歳条に、

敏達紀元年五月丙辰条・(I)同三年十月戊戌条の三条を加えておられる。(含)角林文雄氏は、王辰爾の名が見える(A)欽明紀十四年七月甲子条・(F) するか判別の必要があるけれども、その検討はなされていない。 ての高麗使節来朝記事の一部にもなっているから、どちらの系統に属 しかし、印は欽明紀三一年四月乙酉条から、敏達紀元年七月条にかけ との関係が記されているから、Oと口については妥当な処置である。 前記のように、OD欽明紀三〇年正月辛卯朔条には、分註により王辰爾

なお角林氏は、©に続く欽明紀十七年十月条に、

冬十月。遺蘇我大臣稲目宿祢等、

於倭国高市郡、置韓人大身狭屯

倉膏神人者、・高麗人小身狭屯倉・紀国置海部屯倉。 人、為大身狭中倉田一 本 云。 以 処処韓

• 髙麗人、為田郤。故因、為屯倉之号也。部、禹麗人為小身狭屯倉田郤。是即、以韓人

とあるものもあげておられる。その理由は、この条の書き出し「遺蘇

分註の存在という共通点もある。係しているの三点である。角林氏が指摘されたほかにも、心との間に卵条に一致し、三者とも屯倉設置の記事であり、また半島系移民が関我大臣稲目宿祢」が、邸欽明紀十六年七月壬午条と心同十七年七月己

杜撰な類似点の指摘の結果、角林氏はこの条と安閑紀の屯倉関係記でいて、記事の要素が異なっている。この条には、屯倉と田部の設の田部の検定・検閲と田令の任命を記している。この条には田舎の田部の検定・検閲と田令の任命を記している。この条には田舎の田部の検定・検閲と田令の任命を記している。この条には田舎の田の意味も曖昧で、〇には屯倉の設置と田令の任命があり、四自体には田部も田舎は、記事の要素が異なっている。この条には、屯倉と田部の設置では支配する田令となるから、二条の記事は性格上大差がある。 は撰な類似点の指摘の結果、角林氏はこの条と安閑紀の屯倉関係記でいて、記事の要素が異なっている。この条には、屯倉と田部の設置では支配する田舎となるから、二条の記事は性格上大差がある。 は撰な類似点の指摘の結果、角林氏はこの条と安閑紀の屯倉関係記でいて、記事の要素が異なっている。この条には、屯倉と田部の設置では支配する田舎となるから、二条の記事は性格上大差がある。

社撰な類似点の指摘の結果、角林氏はこの条と安閑紀の屯倉関係記事は、国を単位として記載されているとして、全てが推古紀二八年是職条に見える「国記」から出たとしておられる。安閑元年紀の諸条は屯倉設定の由来が詳しい特色を持ち、同二年五月甲寅条は諸国の屯倉設定以外の記事がなく、同年九月丙午条には「屯倉之税」の管掌者をがなく、同一の材料から同時に採録されたことを示す徴証がない。もがなく、同一の材料から同時に採録されたことを示す徴証がない。もがなく、同一の材料から同時に採録されたことを示す徴証がない。も別とれらの全てが「国記」から出たとしておられる。安閑元年紀の諸条は東京のみで、相互に、また欽明紀の三条との間に、内容と形式の一致記すのみで、同一の材料から同時に採録されたことを示す徴証がない。も別に加えて教明紀中は自然を加入た十条が含まれていたとは断定できず、角林氏のように信頼性が高れていた事になる。そこに(A)から出に加えて教明紀中は、関を単位として記載されているとして、全てが推古紀二八年是職のの表して、同一の材料の名に、形式との場合に、内容との書を加入して、日本の記述は、日本の書を加入により、日本の書を、一本の書を、本の書を、一本の書を、一本の書を、一本の書を、一本の書を、一本の書を、一本の書を、一本の書を、一本の書を、一本の書を、一本の書を、一本の書を、一本の書を、本の書を、本のの書を、本のの書を、本のの書を、本のの書を、本のの書を、本のの書を、本のの書を、本のの書を、

さらに角林氏は、『姓氏録』河内国皇別に、

乙戸首

とある記事の「謚安閑」以下「大戸首姓」までと、左京神別上に、国日下大戸村造立御宅、為首仕奉行。仍賜大戸首姓。過本紀滿の門閇朝臣同祖。大彦命男比毛由比命之後也。謚安閑御世、河内

小治田宿祢

置記事と賜姓記事を区別しておられないことからも生じている。 氏姓の由来を簡潔に記したのか、『姓氏録』抄本の抄出過程で省略さ 閑紀と欽明紀の屯倉関係記事が「国記」を材料とするとしながら、そ あって機械的に取扱ってはならない。上述の疑問は、角林氏が屯倉設 ある。形式の観点は重要であるが、要素や内容と併せて考察すべきで れたため、極限された要素が示されているので、形式が一致したので 二例にしか過ぎない理由は如何であろうか。この二条は、それぞれの を見て本系帳を製作したとすると、『姓氏録』所載の一一八二氏中の の時期とするなお二条の逸文があるとするのは自家撞着ではなかろう と見える「欽明天皇」以下とを、 か。「国記」から氏族伝承が出たとする過程の説明もなく、 石上同祖。 欽明天皇御代、 依墾開小治田鮎田、 「国記」の逸文としておられる。安 国記

・知同三年十月戊戌条と、皇極紀四年六月己酉条に、の史料として、函欽明紀十四年七月甲子条・印敏達紀元年五月丙辰条敏達紀十二年是歳条を除外する理由は前に述べた。また、王辰爾一族条と、日羅来朝記事の敏達紀十二年是歳条をあげておられる。最後の金)

焼国記、而奉献中大兄。蘇我臣蝦夷等臨誅、悉焼天皇記・国記・珍宝。船史恵尺即疾取所

共にこの記事も除外する。 中自体が伝えたものではないから、推古紀以下の船史に関する記事と学証にのみ用いられている。王辰爾の用字は、上に述べたように、船ら、角林氏の説を受けて、船史が「国記」編纂に関与していたとするら、角林氏の説を受けて、船史が「国記」編纂に関与していたとするのではなく、『書紀』の船史関係記事を網羅するものの一でもないかのではなく、『書紀』の船史関係記事を網羅するものの一でもないかとある記事を掲げておられる。最後の条は、王辰爾に直接関係するも

、九条の記事の特殊性

史」とある形式は、EL欽明紀三〇年四月条の「賜姓為白猪史」と臼敏たように、欽明紀の五条と敏達紀の四条、計九条である。先説の指摘たように、欽明紀の五条と敏達紀の四条、計九条である。先説の指摘たように、欽明紀の五条と敏達紀の四条、計九条である。先説の指摘たように、欽明紀の五条と敏達紀の四条、計九条である。先説の指摘にように、欽明紀の五条と敏達紀の四条、計九条である。先説の指摘にように、欽明紀の五条と敏達紀に別載されるが、両紀の中で、た。この九条の記事は欽明紀と敏達紀に別載されるが、両紀の中で、たように、欽明紀の五条と敏達紀の四条、計九条である。先説の指摘にように、欽明紀の五条と敏達紀の四条、計九条である。先説の指摘にように、欽明紀の五条と敏達紀の四条、計九条である。先説の指摘にように、欽明紀の五条と敏達紀の四条、計九条である。先説の指摘にように、欽明紀の五条と敏達紀の四条、計九条である。先説の指摘にように、欽明紀の五条と敏達紀の四条、計九条である。先説の指摘にように、欽明紀の五条と敏達紀の四条、計九条である。先説の指摘にように、数明紀の五条の「賜姓為白猪史」と臼敏を回顧しながら、知知の五条と、計九条である。

) デュゥ。。。 達紀三年十月戊戌条の「賜姓為津史」にもあり、上例と同じ性格のも

史料の形式が『書紀』に表われている可能性がない訳ではない。一しており、その形式が『書紀』編者の形式と一致していたので、原当である。しかし、一連の原史料の作者が、その著述に当り形式を統例があるから、編者が記事を立てる時に形式を統一したとするのが妥上記四条、 場姓記事も上記三条に限られる為で、『書紀』の他巻にも上記四条、 場姓記事も上記三条に限られる為で、『書紀』の他巻にもとの三例は飲明紀と敏達紀には他の例を見ないが、屯倉関係記事が

は希である。 『日本書紀』の編纂方針が形式の面で最も顕著なのは、坂本太郎氏 は希である。 は希である。 は希である。 は希である。 は一次の順により、年を除く一部あるいは全部を省略することもある。 しかし一般には、金石文を含む八世紀以前に成立した史料が、成 と、「三年夏五月庚申朔甲子」のように、年・四季・月・月朔干支・ と、「三年夏五月庚申朔甲子」のように、年・四季・月・月朔干支・ と、「三年夏五月庚申朔甲子」のように、年・四季・月・月朔干支・ と、「三年夏五月庚申朔甲子」のように、年・四季・月・月朔干支・ と、「三年夏五月庚申朔甲子」のように、年・四季・月・月朔干支・ と、「三年夏五月庚申朔甲子」のように、年・四季・月・月朔干支・ と、「三年夏五月庚申朔甲子」のように、年・四季・月・月朔干支・ と、「三年夏五月庚申朔甲子」のように、年・四季・月・月朔干支・

立てた例は希であったと考えられる。
「書紀」の記事の材料に、日付が記されており、それによって記事を終二〇などは例外である。百済に関する記録のほかに、日次記の形にがある『百済記』・『百済新撰』・『百済本紀』や、『南天竺婆羅門僧正がある『百済記』・『百済新撰』・『百済本紀』や、『南天竺婆羅門僧正がある『百済記』・『百済新撰』・『京本紀』や、『南天竺婆羅門僧正がある『百済記』・『店済新撰』・『京本紀』や、『南天竺婆羅門僧正がある『百済記』・『紀』を同内容の記事もある『家伝』を例にとると、鎌立てた例は希であったと考えられる。

分の冒頭と末尾に、推古朝の「歳次癸酉正月九日」あるいは「元日」『元興寺伽藍縁起#流記資財帳』には、四例の日付がある。縁起部

ある。 とする日付があり、推古紀では二五年に相当するが、『書紀』(28) するのが、素直な解釈ではあるまいか。推古紀の三条が、寺院系統の 事項を十三年に連記して、十四年に相当するよう日付干支を改めたと 者が材料とした原史料には「戊辰年」が脱落していたので、その年の の干支を「夏四月乙卯朔壬辰」と改めたとしておられる。しかし、編 者が見逃し、その前の十三年(乙丑)の翌年と考え、 中に敏達朝とする「乙巳年二月十五日」は、敏達紀に「十四年(乙巳)るので、『書紀』編者が見た原史料には無かったのであろう。次に文 材料の日付により『書紀』の日付が立てられたことを示す僅かな例で 以下について福山敏男氏は、 世の誤写によって脱落したと考えられる。「明年己巳四月八日甲辰」 酉朔」に続くはずの「戊辰(八日)」が、 次乙丑四月八日戊辰」を「辛酉朔」に誤る理由は考えられない。「辛 戊辰年の内容をも含めている。 年の銘文の内容を「十三年(乙丑)夏四月辛酉朔(一日)」の条に掲げ、 戊辰年の「明年己巳四月八日甲辰」の二例がある。『書紀』では十三後の「丈六光銘」には、推古朝の「十三年歳次乙丑四月八日戊辰」と 春二月戊子朔壬寅 (十五日)」とし、同じ内容の記事を掲げている。最 「十四年(内寅)四月乙酉朔壬辰(八旦)」に置いている。 れていない。この日付を含む部分は前後共に後世の附加と考えられ 「明年」の前に「戊辰年」 とあるのを編 「明年己巳」 は十七年己巳に 当るが、 編纂途上の過失、あるいは後 「四月八日甲辰」 「十三年歳 に採録

の日付干支は月の前半に偏ることが多く、人為的操作の結果と思われいのではないかと推測される。背古真哉氏の示教によると、『書紀』次表記のように、編者の判断を根拠として附せられた日付がかなり多は、材料に日付がない時にも、神武紀即位前紀や元年の干支による年古代史料の一般例から考えると、明証がある『書紀』の日付の外に

の三干支は、編者の癖を示すもののように見える。七月である上に、その凶甲子(三日)・ 図壬午(四日)・〇己卯(六日)九条の記事の特殊性を示していると考えられる。凶から〇まですべてる傾向を示している。この観点からすると、日付干支の記載の傾向も

九条の内で日付干支がないのは、先にもふれたが回欽明紀三〇年四九条の八で日付干支がないのは、先にもふれたが回欽明紀三〇年四九条のみで、是月・是歳とする条もない。日付干支がある記事の比率を除くと、巻十九欽明紀には記事九四条あるが、日付干支があるのは三三条で、三五・一%に過ぎない。巻二〇敏達紀はやや傾向が異なっていて、四二条中二四条に日付干支がある即位前紀と太歳干支の記事を除くと、巻十九欽明紀には記事九四条あるが、日付干支があるのは三三条で、三五・一%に過ぎない。巻二〇敏達紀はやや傾向が異なっていて、四二条中二四条に日付干支がある即位前紀と太歳干支の記事を除くと、巻十九欽明紀には記事九四条あるが、日付干支があるのは下支が脱落した場合、その発見にはほとんど不可能であるから、これを考慮すると全体の日付干支記載率は高まりはするが、例から印までの北条中八条にある日付干支は、両天皇紀の中では特異な傾向を示している。

やはり特殊といえる。
□付干支がない回欽明紀三○年四月条は、「夏四月」と四季を記して日付干支がない回転にのよび、こ二年は月日の脱落かも知れないけれど点は三○年と同様であるが、二二年は月日と「是歳」の二条、二二年は月日のに記事がない例は、欽明紀の三例のみで、敏達紀にはない。僅かない記事がない回は、欽明紀の三例のみで、敏達紀にはない。僅かない記事がない回欽明紀三○年四月条は、「夏四月」と四季を記してはり特殊といえる。

九条の記事のうち、同月中に二条の記事があるのは、敏達紀に集中

し、元年五月壬寅朔条には四丙辰条が続き、四三年十月丙申条には印し、元年五月壬寅朔条には四丙辰条が続き、四のみを見てもかなり特異である。 敏達紀の中のみを見てもかなり特異である。 敬達紀の中のみを見てもかなり特異である。 敬達紀の中のみを見てもかなり特異である。 敬達紀の中のみを見てもかなり特異である。 敬達紀の中のみを見てもかなり特異である。 敬達紀の中のみを見てもかなり特異である。 敬達紀の中のみを見てもかなり特異である。

の一である。二月辛亥条は、現在の『元興寺縁起資財帳』には該当部十四年二月壬寅条の日付干支は、上述のように原史料から取られた例関係する三例がある。これらは「帝紀」から採られた可能性がある。大連・大臣の確認、四年三月甲子条は立后、是月条は立妃と、天皇に敏達紀でも同様の傾向で、元年四月甲戌条は即位、是月条は造宮と

ろう。

月二条の例は、同一の材料から採録されたものである。 は、『書紀』編者によって附加された可能性があり、二月と三月の同言はできないが、二月辛亥条と三月丁丑条・丙戌条の三条の日付干支現行の『元興寺縁起資財帳』とは異なる記載をもったらしいから、確日付はない。『書紀』編者が材料とした原史料は、上でも見たようにおり、続く三月丁丑条と丙戌条も、「縁起資財帳」に内容は見えるがあり、続く三月丁丑条と丙戌条も、「縁起資財帳」に内容は見えるがあり、続く三月丁丑条と丙戌条も、「縁起資財帳」に内容は見えるがあり、続く三月丁丑条と西戌条も、「縁起資財帳」に内容は見えるがあり、二月四月日本の例は、同一の材料から採録されたものである。

例であろう。 例であろう。 例であろう。 例であろう。 のはあるまいか。年内二条や同月二条の記事は、特殊 にように思われる。年内二条の場合も同様に、年内に記事がないこと 同月二条を避け、記事が空白になる月を減少させるように意図してい 前後条に関係あるものが多い。編纂上の便宜や特別の必要がなければ、 前月二条の例は、『書紀』編者が同一材料から採録したものを含み、

われるので改めて検討するが、二条が無関係ではない。たように、高麗の「表疏」も関係するから壬寅朔条と連続するとも思節の関係記事で、印丙辰条は白猪史関係記事と見て来たが、先に述べ採録された可能性を持っている。敏達紀元年五月壬寅朔条は、高麗使採録された可能性を持っている。敏達紀元年五月壬寅朔条は、高麗使以戊戌条は、これまでの考察による白猪史関係記事で、同一材料から対象の九条の内の同月二条にもどると、囚敏達紀三年十月丙申条と

辰朔」にはならない。また二月には「乙丑」はなく、正月または三月儀鳳暦共に丙申で、正月と四月の月朔干支から繰っても同様で、「壬また両条とも干支に問題がある。二月の朔は、推算によると元嘉暦・年辰朔条は、蘇我馬子が帰京し屯倉の事を天皇に報告した記事、乙丑最後の(1敏達紀四年二月壬辰朔条と乙丑条の関係は特異である。(1)

に入る

のもやはり不穏当である。 『壬辰朔』については、『増補六国史』日本書紀のように、本文をの引する が子支と日付干支の混同とするのみが解決ではなく、本文を改訂する が一支と七日(壬辰)の日付干支を求めた時、壬辰を月朔干支と誤っ で記載したと見るか、伝写の間に月朔干支が脱落した後、朔と壬辰を が出載したと見るか、伝写の間に月朔干支が脱落した後、朔と壬辰を が出載したと見るか、伝写の間に月朔干支が脱落した後、朔と壬辰を が出載したと見るか、伝写の間に月朔干支が脱落した後、朔と壬辰を が日本書紀のように、本文を のもやはり不穏当である。

ている。もしてれを原型とすることができるならば、鍛達紀十四年五 しい。『霊異記』では説話の年代も異なり、「敏達天皇之代」となっ⁽³⁾ り、後出の文献ではあるが、内容や用字に差違があって、『書紀』に 記』上巻の「信敬三宝得現報縁第三」には、類似した内容の記述があ れる。「壬戌朔戊辰」と干支を正しく記した伝本もない。『日本霊異 月朔の条を立てようとしたときの過失とするのが妥当なように考えら 十三年十月条の仏教伝来記事の前になるという矛盾も起る。十四年五 入すると、是月条を伴なうから、他に例がない月間三条となる上に、 にあって、⑴二月壬辰朔条に似た関連する是月条を伴う例である。十 ことである。このような過失の例は欽明紀十四年の「五月戊辰朔」条 ではなく、『書紀』と共通する原史料、吉野寺の縁起によっているら た樟木で吉野寺の仏像を造立した記事であって、これを前年五月に挿 [年五月の朔は壬戊で、十三年には正しく[五月戊辰朔乙亥]がある。 《が壬辰となる月に立てるべき記事を誤って四年二月に置いたとする 十四年五月戊辰朔条には、更に過失が重複しているらしい。漂着し 編者の過失には今ひとつの場合が考えられる。この例を使うと、 月

は、穏当を欠くであろうか。の同月二条の例もあるが、五月には記事がない。このように考えるのの同月二条の例もあるが、五月には記事が多く、上述の二月と三月ったと考えられる。敏達紀十四年には記事が多く、上述の二月と三月月に立てようとした材料を、誤って欽明紀十四年とし、更に干支を誤

(1) 壬辰朔条について、敏達紀四年前後に壬辰の月朔を求めると二年(1) 壬辰朔条について、敏達紀四年前後に壬辰の月朔を求めると二年(1) 壬辰朔条について、敏達紀四年前後に壬辰の月朔を求めると二年十二月にある。ここに移すのでは、(6) 三年十月丙申条に馬子の派遣が十二月にある。ここに移すのでは、(6) 三年十月丙申条に馬子の派遣が十二月にある。ここに移すのでは、(6) 三年十月丙申条に馬子の派遣が十二月にある。ここに移すのでは、(6) 三年十月丙申条に馬子の派遣が十二月にある。ここに移すのでは、(6) 三年十月丙申条に馬子の派遣が十二月にある。ここに移すのでは、(6) 三年十月丙申条に馬子の派遣が十二月にある。ここに移すのでは、(6) 三年十月丙申条に馬子の派遣が十二月にある。ここに移すのでは、(6) 三年十月丙申条に馬子の派遣が十二月にある。ここに移する。

て生じたとすることに問題はないと考えられる。 て生じたとすることに問題はないと考えられる。 で生じたとすることに問題はないと考えられる。 で、『書紀集解』の見解を採用し、前に「三月乙丑朔」は百済への遺使で、続く六月条も新羅の進調が常例より多いとする類は百済への遺使で、続く六月条も新羅の進調が常例より多いとする類は百済への遺使で、続く六月条も新羅の進調が常例より多いとする類は百済への遺使で、続く六月条も新羅の進調が常例より多いとするとに問題はないと考えられる。

年配列された可能性を強めることになったと思われる。かなり特殊な様相を示していて、同一の材料から切断して、両紀に編二条の記事・同月二条の記事に加えて、月朔干支と日付干支の誤など、の印か⑴に至る四条を、両紀の中に置くと、日付干支の記載率・年内の印か⑴に至る四条を、両紀の中に置くと、日付干支の記載率・年内の印かほでに検討したように、欽明紀の⑷から回に至る五条と敏達紀

欽明紀と敏達紀のみで見た干支の記載や、年内・月間二条などにつ

史料の検討も含めて、従来以上に追求するべきであると考えている。 条以上の例が増すようである。これは『書紀』編纂者の巻ごとの分担 支の記載率が高く、 だ充分に検討していないが、神武紀など古い年代を示す巻には日付干 む日付干支の誤の成因も、本文校定や編纂手続をも考えながら、関連 を考える上にも有効な調査であると考えている。さらに月朔干支を含 いては、当然『日本書紀』の全巻についても考察するべきである。 天智紀以降には同月二条の関係がない記事や、三

敏達紀元年五月丙辰条

含め、来朝記事に符号をつけると、次のようになる。 料から採録されたと考えられる。その状態を示すため、 月乙酉条に始る高麗使節来朝の記事の一部にもなっている。 記事は欽明紀三一年から敏達紀元年までの大部分を占め、 さきに検討を留保した印敏達紀元年五月丙辰条は、 欽明紀三一年四 関係外の条も 同 この一連 一の材

○欽明紀

一年春三月甲申朔。蘇我大臣稲目宿祢薨。

談 故臣顕奏。詔曰。朕承帝業若干年。高麗迷路、始到越岸。 高麗使人、辛苦風浪、 分夏四月甲申朔乙酉。 有司宜於山背国相楽郡、 尚全性命。豈非徽猷広被、至徳魏魏、仁化傍通、 迷失浦津、任水漂流、 幸泊賴柴籬宮。越人江渟臣裙代、 起館净治、厚相資養。 忽到着岸。 洪恩蕩蕩者 詣京奏曰。 郡司隠匿 雖苦漂

知百姓。 華使。 召高麗人。 仍謂道君曰。 而前許余、 取調入己。宜速還之、莫煩餝語。膳臣聞之、 汝非天皇、果如我疑。 汝既伏拝膳臣、倍復足

//是月。乗輿至自泊獺柴籬宮。遣東漢氏直糠児・葛城直難波、

迎

凶秋七月壬子朔。高麗使到于近江。 使人探索其調、具為与之、還京復命

子麻呂・錦部首大石、以為守護、更饗高麗使者於相楽館。 卅二年春三月戊申朔壬子。遣坂田耳子郎君、使於新羅、問任那滅 而装飾船、乃往迎於近江北山、遂引入山背高楲館。 **闭是月。遣許勢臣猿与吉士赤鳩、** 発自難波津、 控引船於狭狭波山 則遣東坂上直

任那、更造夫婦、惟如旧日、死無恨之。 引入队内、執其手詔曰。朕疾甚、以後事属汝。 夏四月戊寅朔壬辰。天皇寝疾不予。皇太子向外不在。駅馬召到、) 助是月。高麗献物并表、未得呈奏、経歴数旬、 汝須打新羅、 占待良日 封建

申

秋八月闪子朔。新羅遺弔使未叱子消等、

奉哀於殯

是月。天皇遂崩于内寝。

時年若干。

五月。殯子河内古市。

是月。未叱子消等罷。

九月。葬于桧隈坂合陵。

○敏達紀 (即位前紀略)

是月。宫于百済大井。 元年夏四月壬申朔甲戌。 以物部弓削連守屋大連、為大連如故。 皇太子即天皇位。尊皇后、 **日皇太后。** 以蘇

我馬子宿祢、為大臣。

(H)五月壬寅朔。天皇問皇子与大臣曰。 高麗使人今何在。 大臣奉対 名即奏聞於先考天皇矣。乃遣群臣於相楽館、 在於相楽館。 天皇聞之、 傷惻極甚、 愀然歎日。 検録所献調物、 悲哉、

り(F)丙辰。 諸史於三日内、皆不能読。爰有船史祖王辰爾、 天皇執高麗表疏、 授於大臣、召聚諸史、 能読読釈。 令読解之。 足 由

其字。朝庭悉異之。 其字。朝庭悉異之。 為羽。字随羽黒、既無識者。辰爾乃蒸羽於飯気、以帛印羽、悉写習之業、何故不就。汝等雖衆、不及辰爾。又、高麗上表疏、書于學、誰能読解。宜従今始、近侍殿中。既而詔東西諸史曰。汝等所是、天皇与大臣俱、為讚美曰。勤乎辰爾、懿祜辰爾。汝若不愛於

是年也太歲壬辰。

口秋七月。 高麗使人罷帰。

以八月甲午朔丁未。送使難波、還来復命曰。海裏鯨魚大有、遮囓

駈使於官、不放還国。 船与椒櫂。難波等、恐魚吞船、不得入海。天皇聞之、識其謾語、

部。即以田部名籍、授白猪史胆津。

「図冬十月戊子朔丙申。遺蘇我馬子大臣於吉備国、増益白猪屯与田朝庭、一也。溺殺隣使、二也。以茲大罪、不合放還、以断其罪。使人并磐日等、請問臣使不来之意。天皇聞、即数難波罪臼。欺誑使人并磐日等、請問臣使不来之意。天皇聞、即数難波罪臼。欺誑高麗国王、別以厚礼、礼之。既而送使之船、至今未到。故更謹遣高麗国王、別以厚礼、礼之。既而送使之船、至今未到。故更謹遣高麗国王、別以厚礼、礼之。既而送使人之礼、礼饗大嶋首磐日等、以秋七月己未朔戊寅。高麗使人、入京奏臼。臣等去年相逐送使、以三年夏五月庚中朔甲子。高麗使人、泊于越海之岸。

14戊戌。 韶、船史王辰爾弟牛、賜姓為津史。

十一月。新羅遣使進調。

(口(十) 二月丁亥朔。馬子宿祢大臣、還于京師、復命屯倉之事。

干支も一条減って三三・三%と欽明紀と一致し、全体も同じ三三・三月乙酉条から四三二年三月是月条までの六条で、日付干支があるのはのと四三一年七月壬子朔条の二例あり、記載率は三三%、敏達紀では四点のの円敏達紀元年五月丙辰条を除くと、白猪史関係記事には比率の変化がほとんどなくA)から日が八条になるため全体が八七・五%に近の比率は、欽明紀全体の三五・一%、敏達紀全体の五七・一%に近いが、白猪史関係記事とした欽明紀A)から日の八〇%、敏達紀にからいが、白猪史関係記事とした欽明紀A)から日の八〇%、敏達紀には比率の変化がほとんどなくA)から日が八条になるため全体が八七・五%に近別のが日後とから四条一〇〇%、合計八八・九%よりもかなり低い。所属が問題のが日後を表示という。 「国本のの一〇〇%」、合計八八・九%よりもかなり低い。所属が問題のが日敏達紀元年五月丙辰条を除くと、白猪史関係記事には比率の変化がほとんどなくA)から日が八条になるため全体が八七・五%に上界するのみである。高麗使節関係記事では、敏達紀が三条となり日付下支を見ると、欽明紀には四三一年四月である。高麗使節に関する記事の日付下支を見ると、欽明紀には四三一年四月である。

%の比率となる。

とにおいて、記載率が等しくなることに注目しておきたい。
てれを除くと、高麗使節関係記事では、欽明紀の部分と敏達紀の部分は、白猪史関係記事の中では問題とならないが、高麗使節関係記事のは、白猪史関係記事の中では問題とならないが、高麗使節関係記事の日付干支の記載率から見ると、高麗使節関係記事は欽明紀と敏達紀

を示していて、Eの場合と異なっている。 日付干支が無い記事は、白猪史関係記事ではE)欽明紀三○年四月条 日付干支が無い記事は、白猪史関係記事ではE) 日がも、白猪史関係記事では、(4)欽明紀三一年四月是月条・(5) 日本のみで、年内二条の例であり、(10) 日本のみで、年内二条の例であり、(10) 日本には一分、(10) 日本には一分である。高麗使節関係記事では、(4) 日本には一件を除いても一二・果を記している。九条中の一条で一一・一%、(10) 日本には一次である。日本には一分である。 日付干支が無い記事は、白猪史関係記事では(日) 日本には、(10) 日

節関係記事中で異質なことは、ここにも表れている。
のの(に)を除くと例外は無くなる。白猪史関係記事では、敏達紀では(まと)のの元年五月丙辰条を置くと、四例中一例の異例を生年のの(に)を除くと例外は無くなる。白猪史関係記事では、敏達紀元くの(の)の元年五月で二条とも干支があるのは全四例中一敏達紀では(まと)のの元年五月で二条とも干支があるのは全四例中一敏達紀では(また)にの元年五月で二条とも干支があるのは全四例中一、大田のの一年での。

条は、全条に日付干支がある。これを上の高麗使節関係記事に加える「目を転じて、)労敏達紀二年五月戊辰条から27同三年戊寅条までの五

日付干支の有無を見ると、

『曹紀』編者は空白を埋める為に、

い敏達紀の中でも、共に特殊性を示している。達紀の四条、または勿印を除く三条共に一〇〇%に等しく、比率の高比較すると異状な高さになる。記載率一〇〇%は、白猪史関係記事敏上り、敏達紀のみでは七五%と七一%に達し、欽明紀のみの三三%とと、全体で日付干支記載率は五三・三%、勿印を除くと五七・一%に

内容についても、例において高麗使節放還の送使となった「吉備海は大きく場面が転回する始めにある。のは高麗使漂着の報告で、それは大きく場面が転回する始めにある。のは高麗使漂着の報告で、それは大きく場面が転回する始めにある。のは高麗使漂着の報告で、それは大きく場面が転回する始めにある。のは高麗使漂着の報告で、それは大きく場面が転回する始めにある。のは高麗使漂着の報告で、それは大きく場面が転回する始めにある。のは高麗使漂着の報告で、それは大きく場面が転回する始めにある。のは高麗使漂着の報告で、それは大きく場面が転回する始めにある。のは高麗使漂着の報告で、それは大きく場面が転回する始めにある。のは高麗使漂着の報告で、それは大きく場面が転回する始めにある。のは高麗使源着の報告で、それは大きく場面が転回する始めにある。のは高麗使源着の報告で、それは大きく場面が転回する。

別されるべき記事である。思われる。例から幻までの五条は、切から幻までの高麗関係記事と区の使用は無かったかまたは少なく、新しく補入された記事には多いとたと考えられる。『書紀』の原稿に古く立てられ記事には、日付干支ら難波処罰記事と白猪史関係記事を挿入し、周辺記事との調整を施し

事と考えられるので、高麗使節関係記事とは異っている。 現られようが、省略できるような無意味な附加と考えられる部分はなかった、初めから漢文的に書かれた資料とされる材料から立てた記されていたと言える。坂本氏の指摘のように、編者があまり手を加えなかった、初めから漢文的に書かれた資料とされる材料から立てた記集直等の上表には、この条の大意をまとめた後に、「勤哉辰爾」は連真道等の上表には、この条の大意をまとめた後に、「勤哉辰爾」は連真道等の上表には、この条の大意をまとめた後に、「勤哉辰爾」はの大意等の上表には、この条の大意をまとめた後に、「勤哉辰爾」は、先によれていたと言える。坂本氏の指摘のように、編者があまり手を加えなかった、初めから漢文的に書かれた資料とされる材料から立てた記念が、名略の上表には、この条の大意をまとめた後に、「勤哉辰爾」に、一切のようが、省略できるような無意味な附加と考えられる部分はない。先によれる。

と考えるべきである。と考えるべきである。と考えるべきである。と考えるべきである。と共に、高麗使節関係記事の材料に合まれているのではない。中で重要視された形跡はない。しかも、越に漂着して郡司に欺かれ、中で重要視された形跡はない。しかも、越に漂着して郡司に欺かれ、中で重要視された形跡はない。しかも、越に漂着して郡司に欺かれ、中で重要視された形跡はない。しかも、越に漂着して郡司に欺かれ、中で重要視された形跡はない。しかも、越に漂着して郡司に欺かれ、中で重要視された形跡はない。しかも、越に漂着して郡司に欺かれ、中で重要視された形跡はない。しかも、越に漂着して郡司に欺かれ、中で重要視された形跡はない。しかも、越に漂着して郡司に欺かれ、中で重要視された形跡はない。しかも、越に漂着して郡司に欺かれ、中で重要視された形跡はない。しかも、越に漂着して郡司に欺かれ、「私」が記事の神に、高麗使節関係記事のは、正反解と共に高麗使節が持参した「表疏」が重要な役と考えるべきである。

五、白猪史関係記事の材料

条から(1)敏遂紀四年二月壬辰朔条までの九条の記事は、白猪史関係記しれまでの考察によって、『日本書紀』の(4)欽明紀十四年七月甲子

ØIF
敏達元年五月丙辰条は、この二例と同じように、文飾が多いと

ッこい。要するので、材料記載の順序と原史料の成立期を考えて一応の結論と要するので、材料記載の順序と原史料の成立期を考えて一応の結論とった原史料の復原を実施しなくてはならないが、それにはなお紙幅を事として一群のものと理解できる。その上では、『書紀』の材料とな

百済王、遣阿直伎、良馬二匹。 直伎」や「王仁」についても同様で、応神紀十五年八月丁卯条には、 でいて、その身許を示している。王辰爾と同じような内容を持つ「阿 のいて何の説明もない。図十六年七月壬午条の磐弓、〇十七年七月己 である。凶欽明紀十四年七月甲子条に、王辰爾が初見されるが、彼に 原史料の始には、印敏達紀元年五月丙辰条があったとするのが適当

阿直岐亦能読経典。即太子莬道稚郎子師焉。即尞於軽坂上廐。因以阿直岐令掌飼。故号其養馬之処、日廐坂也。とあって、阿直伎が百済王の使者であるという身許を明かにし、次に、

と阿直伎の人物を説明した上で、

於足、天皇問阿直岐曰。如勝汝博士亦有耶。対曰。有王仁者、足

秀也。

と王仁の説明があって、次に、

可宜でごと合目で。
時遺上毛野君祖荒田別・巫別、於百済。仍徴王仁也。其阿直岐、

阿直岐史之始祖也。

と、王仁来朝の発端と、

来に、

阿直岐の氏姓を記している。

次に十六年二月

所謂王仁者、是書首等之始祖。王仁来之。則太子莬道稚郎子師之、習諸典籍於王仁、莫不通達

場合にも、初見の敏達紀十三年是歳条に「鞍部村主司馬達等」と氏姓と、王仁の来朝とその氏姓を掲げている。来朝記事がない司馬達等の

同様である。これに対し、王辰爾の登場は唐突といえる。を記しているのは、上掲の磐弓・瑞子、応神紀の「荒田別・巫別」と

にも下命に応じ得たこととなっていて、内容面でも二条の継起性を示いて、音紀」編者が高麗使節の関係記事に入れるため後に送って、名文を飾る意味も少なくなる。用語と内容から、Fは原史料の最から、これが冒頭を飾るに相応しく、『書紀』の順序では印象が稀薄いる。さらに、F(条は何人も解決できない困難な問題、「表疏」している。さらに、F(条は何人も解決できない困難な問題、「表疏」している。さらに、F(条は何人も解決できない困難な問題、「表疏」している。さらに、F(条は何人も解決できない困難な問題、「表疏」している。さらに、F(条は何人も解決できない困難な問題、「表疏」している。さらに、F(条は何人も解決できない困難な問題、「表疏」している。さらに、F(条は何人も解決できない困難な問題、「表疏」している。さらに、F(条は何人も解決できない困難な問題、「表述」とあって、登場のの読解を前にして、主役が華々しく登場する劇的な構成を持っているから、これが冒頭を飾るに相応しく、『書紀』の原序では印象が稀薄から、「大きない」とあって、登場ので、名文を飾る意味も少なくなる。用語と内容から、F(は原史料の最から、C(本)を持つにあり、「書紀」編者が高麗使節の関係記事に入れるため後に送っている。これを見が、F(を)をいる。

続くことになって、記事の筋道が明瞭になることにもなる。このよう をいい。 をいい。 をいい。 をいい。 をいい。 をの間に置かれていて、前後の記事と緊密な関係を持っていない。 をの間に置かれていて、前後の記事と緊密な関係を持っていない。 をの間に置かれていて、前後の記事と緊密な関係を持っていない。 をの間に置かれていて、前後の記事と緊密な関係を持っていない。 をの間に置かれていて、前後の記事と緊密な関係を持っていない。 をの必要から内容を補うことになり、牛の事蹟が脱落していると考えなった理由が説明されることになり、牛の事蹟が脱落していると考えなった理由が説明されることになり、牛の事蹟が脱落していると考えなった理由が説明されることになり、 に任ぜられ「船史」と をの必要もなくなる。そうすると、王辰爾の名が本文中に記載されていない。 をの必要もなくなる。そうすると、王辰爾の名が本文中に記載されていると考えなった理由が説明されることになり、牛の事蹟が脱落していると考えなった理由が説明されていると考えているには、牛の事蹟が脱落したがと考えておられるが、解釈上 他知章達紀三年十月戊戌条は、牛が津史になったとするのみである。

であろう。
す附随的な記事で、その位置は不安定なものであることは承認されるす附随的な記事で、その位置は不安定なものであることは承認される見解が恣意武断と退けられたとしても、①条は単に津史の起源を示

田確な区別をすることなく使用されて来た。 王辰爾については、先に船史が本来伝えていた人名で無いと考えた。 王辰爾については、先に船史が本来伝えていた人名で無いと考えた。 王辰爾については、先に船史が本来伝えていた人名で無いと考えた。 王辰爾については、先に船史が本来伝えていた人名で無いと考えた。

『書紀』天智三年(六六四)二月丁亥条に、たと考えるが、この点に言及されたのは笹川氏のみである。笹川氏は、たと考えるが、この点に言及されたのは笹川氏のみである。笹川氏は、九条の記事の材料は、明瞭の意図を持って著述された原史料であっ

其伴造等之氏上、賜干枥弓矢。亦定其民部・家部。有廿六階。(中略)其大氏之氏上、賜大刀、小氏之氏上、賜小刀。天皇命大皇弟、宜増換冠位階名、及氏上・民部・家部等事。其冠

改白猪史氏、賜葛井連姓。ているのが、『続日本紀』養老四年(七二〇)四月壬戌(十日)条で、思われるとしておられる。これを背景としてではなく、端的に表現しに始る氏族政策が、「家記」の成立や潤色的編集と密接に関連すると

られている。少数の情願によらない改姓とは、皇親への編入や僧侶を第の訂正などの事務手続の執行を命じた太政宮符の日付によって立て受理し勅許があった後に、式部省の位記・民部省の戸籍・治部省の語熊谷公男氏によると、『続紀』の改姓記事の多くは、改姓の情願を

とある。

が改姓を願った時、その作文能力を尽した上表があった筈である。姓を情願する場合、天皇に上表することが許されていたから、白猪史なうものであるから、この場合は情願による多数例と考えられる。改選俗させる身分の変更と、褒賞などの場合で、理由の記載と敍位を伴

『日本書紀』はさきの『続紀』の記事に続く養老 四 年 (七二〇) 四

先是、一品舎人親王奉勅、修日本紀。至是、功成奏上。紀卅巻・月癸酉(二一日)条に、

系図一巻

考えられる。その記載の順序は、出された上表を材料としたもので、上表はそれ以前に成立していたと条に見える白猪史が葛井連に改姓した記事の前提となる白猪史から提頻条に至る九条の記事は、『続日本紀』養老四年(七二〇)四月、壬 戌朔条に至る九条の記事は、『続日本紀』養老四年(七二〇)四月、壬 戌

- (1) 敏達紀元年五月丙辰条
- 欽明紀十四年七月甲子条
- 欽明紀十六年七月壬午条・飯達紀元年五月丙辰条

- (6)欽明紀三〇年正月辛卯朔条(5)欽明紀十七年七月己卯条
- 7)欽明紀三〇年四月条
- 8)敏達紀三年十月丙申条
- の低達紀四年二月壬辰朔条

となっていたと推定される。

事項の事実認定等、未完の作業はなお多いが、ひとまず筆を擱きたい。『書紀』の記事からの原史料復原、筆者の推定、主張の把握、記載

1

(1)註8以下註10の諸論文参照。との他に管見に入った論考は左の通りで

南海編(朝倉書房)。八木編(古代の地方史)2山陰・山陽・八木充「田令管理のミヤケ」(八木編(古代の地方史)2山陰・山陽・日野昭「白猪屯倉」(『日本古代氏族伝承の研究』永田文昌堂刊)。

笠間書店・直木著『古代史の窓』学生社)。

を 11年で 名詞の名詞の 1988年 198

松原弘宣「難波津と瀬戸内支配」(『ヒストリア』 第一〇〇号 - 大阪歴学生社)。

宮で、東野邦雄「六世紀の国家組織」(『大化前代政治過程の研究』 吉川弘文平野邦雄「六世紀の国家組織」(『大化前代政治過程の研究』吉川弘文館)。

- 古代史の基礎的研究』上文献篇(東京大学出版会)。(2)坂本太郎「記紅研究の現段階」(一九六三年史学会大会講演・『日本
- 全集」別巻第一「岩波書店)、『日本古典の研究』上・下「岩波書店(全(3)津田左右吉『古事記及び日本書紀の新研究』 岩波書店 (『津田左右吉

集第一巻・第二巻)。

- (4) 坂本太郎『六国史』吉川弘文館、七八頁。
- ○号 史学会)・「飛鳥寺の創立」(「日本建築史研究」墨水書房)。(5)福山敏男「飛鳥寺の創立に関する研究」(「史学雑誌」第四五巻第一
- (7)井上光貞「部民史論」(『新日本史講座』古代前期中央公論社)、二三徳太子研究会)・「道照伝考」(『奈良史学』第一号 奈良大学史学会)。仏教研究会)・「聖徳太子古伝の一例」(『聖徳太子研究』第十四号 聖(6)水野柳太郎 「仏本伝来記をめぐって」(『南都仏教』第四〇号 南都
- 頁。(「部民の研究」思索社、四八頁)。

(8)栄原永遠男 「白猪・児嶋屯倉に関する史料的検討」(『日本史研究』

- 第一六〇号 日本史研究会)。
- (10) 笹川 進二郎 「白猪史と白猪屯倉」 (日本史論叢会編 『論究日本古代』)
- 攷』吉川弘文館)、四一四頁・(『日本古代政治史研究』 塙蓍房、一○○(11)岸俊男「紀氏に関する一試考」(橿原考古学研究所編『近畿古文化論史』学生社)。
- (12) 註4 参照。
- (13) 註7参照。
- 八頁(東野治之氏執筆)・一九二頁。 (14)奈良国立文化財研究所飛鳥資料館編『日本古代の墓誌』同朋舎、一六
- (15) 狩谷棭斎『古京遺文』(正宗敦夫編纂校訂『日本古典全集』狩谷棭斎
- 究」岩波書店、四六○頁・四六一頁)。 号 史学会)、十五頁註二七・同十六頁註三○ (『日本古代思想史の研号)史学会)、十五頁註二七・同十六頁註三○ (『史学雑誌』第五四編第九
- 17) 註8、三頁。

- 19 # 9 119、十一頁・十七頁。 十七頁。
- 21 1 9 20 十九頁。 十七頁より二〇頁。
- (23) 注10、一七一頁。 (22) 註10、一五二頁·一六〇頁。
- (24) 莊 9、十七頁。
- (25) 莊4、二三頁。
- (26)竹内理三編『寧楽過文』中巻 東京堂、三八三頁・三八八四。
- (28) 註26、三八九頁。

(27) 註26、三八五頁。

- (3)佐伯有義編『増補六国史』日本書紀 朝日新聞社(名著普及会覆刻)。 (29)註5、『史学雑誌』八二頁・『日本建築史研究』一六七頁。
- (31)註30·『新訂增補国史大系』 日本書紀 頭註参照。 紀の暦日に就て」(内田正男著『日本書紀暦日原典』雄山閣所掲)、三 九一頁第二表・内田正男上記著書、七頁第三表。 小川清彦「日本書
- **〈32)福山敏男「比蘇寺(現光寺)」(『奈良朝寺院の研究』高桐書院(綜芸** 舎覆刻)、三四頁。
- (34)薮田嘉一郎『日本上代金石叢考』河原書店、四一頁。 (3)小島憲之『上代日本文学と中国文学』上「塙書房、四六〇頁。
- (35) 註33、四六六頁。
- (36)井上薫 「日本書紀仏教伝来記載考」(『日本古代の政治と宗教』吉川 弘文館)、一九四頁。
- (37) 註 4、七八頁。
- (38) 註 4、七八頁。
- (39) 註10、一六一頁。
- 10 計7。
- (41)井上光貞『日本の歴史』3飛鳥の朝廷 小学館、一六四頁。

- (42) 註10、一七〇頁。
- (4) 熊谷公男「位記と定姓」(『続日本紀研究』第一八三号 続日本紀研 究会)・「治部省の成立」(「史学雑誌」第八八編第四号 史学会)。
- (4)森田悌「上表と炎状」(『続日本紀研究』 第二四〇号 続日本紀研究
- (45)佐伯有清『新撰姓氏録の研究』研究篇 吉川弘文館、三五九頁。

On the Description Relating to the Shirai-no-fuhito 白猪史 Family in "Nihonshoki 日本書紀"

Ryūtarō Mizuno

Summary

"Nihonshoki" makes reference to the Shirai-no-fuhito family in its nineteenth and twentieth volumes. The historians, however, have not yet confirmed decisively which articles are related with the family, and where each article begins and/or finishes. As a result, their history has been left in vagueness.

The author, by analizing precisely the descriptive form and contents of "Nihon-shoki" will identify nine of the articles related with the family. And then he will conclude that these articles were based on the memorial which the family themselves had presented to the Tennō 天皇 before the compilation of "Nihonshoki", and that the memorial had been written out by the early 720.